

特記仕様書

1. この特記仕様書は、熊本県山江村が発注する下記工事に適用する。

- (1) 工事番号 山企工第4号
- (2) 工事名 令和8年度 山江村「時代の駅むらやくば」塗装改修工事
- (3) 工事場所 山江村大字山田甲 1415 番地
- (4) 施工期間 契約日の翌平日から令和8年9月30日まで

2. 工事の目的

当該施設は、旧山江村役場庁舎(国登録有形文化財)を平成17年度に全面改修し、現在に至っている。経年劣化により外壁塗装が剥がれてきており、放置すると雨などが内部に侵入する恐れや、木材が傷み建物自体の老朽化を早めることが懸念されるため、本工事を施工するものである。

3. 本工事の概要及び数量等

- (1) 本工事は、木造2階建て(国登録有形文化財)の外壁塗装改修工事。別紙「図面」参照。
- (2) 本工事の数量は、別紙「金抜き設計書」内の数量を参照。

4. 使用する技術基準等

本工事の施工にあたっては、別紙「特記仕様書」によるほか、参考図書及び現場説明事項、一般的な事項については、国土交通省「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」その他関係する基準によるものとする。

5. 現場管理・安全対策について

- (1) 施工管理
着工前に施工計画書・工程表・各種届出書類を監督職員へ提出し、承認を得ること。
- (2) 工事支障物件等
工事着手前にN T Tケーブル(光ケーブルを含む)及び電力線、電話線等架空占用物件が工事の支障になる場合は、施工方法等について各施設管理者と協議すること。
- (3) 安全衛生・防災
足場架設・解体時の安全対策、高所作業時の墜落防止措置を徹底すること。また、使用する有機溶剤(塗料)の保管場所を指定し、火器厳禁を明示すること。
- (4) 近隣及び施設利用者への配慮・安全対策
近隣環境及び施設利用者への配慮し、着工前には施設管理者に施工内容の説明を行い、近隣及び施設利用者に対して事前告知、臭気・騒音対策を適切に行い、配慮を行うこと。
また、工事中断期間は現場内巡視を行い、安全の確保に努めなければならない。

(5) 養生

塗装対象外(サッシ、ガラス、植栽、床面、周辺車両など)には、適切な養生シートやメッシュを設置し、汚損・破損を未然に防止すること。

(6) 産業廃棄物処理

工事に伴い発生した旧塗料カス、空き缶、養生材等の廃棄物は、廃棄物処理法に基づき適正に処理すること。

6. 下地処理・補修・塗装工事

(1) 素地調整(木部ケレン)

経年劣化により脆弱化した木材部を傷つけないよう、高圧洗浄の圧力は木材の状態に応じ、適切に対応すること。また、電動工具を使用する際も同様の措置をとること。

(2) 木部の補修・腐朽対策

柱や木部の腐朽、シロアリ被害が発見された場合は、速やかに監督者に報告し、部分的な埋木(同種木材による補修)や防腐・防蟻処理の方法について協議すること。

(3) 塗装

塗装の色については、箇所ごとに監督者と協議・確認を行い、承認を得ること。

また、塗装の剥がれや膨れといった不具合を防ぐため、メーカー規定の「標準塗布量」及び「工程間隔時間(乾燥時間)」を遵守し、その記録を残しておくこと。

(4) 監督職員の立会い

監督職員の立会いは、事前に期日を連絡しなければならない。

7. 工事標示板

施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができるものとする。

8. 交通規制等

本工事における交通規制は原則として実施しない。ただし、工事の進捗状況や安全管理上、やむを得ず交通規制を行う必要がある場合は、事前に発注者と協議の上、承諾を得ること。

事故が発生した時は臨機適当な処置を施し、速やかにこれを監督職員に報告し、必要な指示を受けなければならない。

これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

9. 工事完成図書

(1) 受注者は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。

①工事完了報告書

②工程写真(着工前写真・着工後写真)

- ③使用材料一覧表
- ④塗装色彩一覧表(③内に含めての作成も可)
- ⑤保証書
- ⑥産業廃棄物処理後のマニフェスト
- ⑦その他(監督者が別途、支持するもの)

10. その他

- (1) 建設業法第40条に基づき、工事現場毎に「建設業の許可票」「建設業退職金共済制度摘要事業主工事現場」「労災保険関係」を掲示し、工事中標識設置届に現場掲示写真を貼付し提出すること。
- (2) 監督職員との報告・協議等は、書面により行うこととする。また、施工計画書「報告・協議は書面で行う」旨を記載すること。
- (3) 地元住民等の苦情・要望等には誠意もって対応するとともに、内容について監督職員に報告・協議すること。また記録をしておくこと。